2026年10月24日

司法令８－８

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.16］から［No.18］）

ア．三井美唄炭鉱労組事件判決（最高裁判所昭和４３年１２月４日大法廷判決，刑集２２巻１３号１４２５頁）は，憲法第２８条が保障する労働者の団結権を労働組合の統制権の根拠とする立場に立った上で，統制権の範囲につき，労働組合の目的を達成するために必要であり，かつ，合理的な範囲内に限られるとした。［No.16］

イ．東京都教組事件判決（最高裁判所昭和４４年４月２日大法廷判決，刑集２３巻５号３０５頁）は，公務員は公共の利益のために勤務するものであり，公務の円滑な運営のためには，その担当する職務内容・性質の別なく争議行為を一律に規制することが必要不可欠であるとして，公務員の労働基本権に内在する制約について具体的な検討をせずに，必要やむを得ない限度の制限を加えることは十分合理的な理由があるとした。［No.17］

ウ．全逓名古屋中郵事件判決（最高裁判所昭和５２年５月４日大法廷判決，刑集３１巻３号１８２頁）は，非現業の国家公務員の場合，その勤務条件は，憲法上，国会において法律，予算の形で決定すべきものとされており，団体交渉権も争議権も，憲法上，当然に保障されているものとはいえず，この理は，公共企業体等労働関係法の適用を受ける現業の国家公務員についても直ちに又は基本的に妥当するとした。［No.18］

正解　ア１イ２ウ１

肢ア

労働組合の中の団結権に統制権がある。

この趣旨から，判例も統制権の範囲につき，労働組合の目的を達成するために必要であり，かつ，合理的な範囲内に限られるとする。

百選１４１

肢イ

地方公務員の判断，職務の公共性は様々であるとして，比較衡量により実質的に検討している。

二重の絞り論も，あおり行為（形式）のみならず強弱（実質）も含めて検討すべきであり。個別具体的な検討を行っている。

百選１３７

肢ウ

「公共企業体（当時の三公社五小社：日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、郵政等)」は、形としては独立した法人・事業（現業）でありながら、「財政（予算）の決

定権は一切現場の経営陣にはなく、すべて国会と国庫に直結していた」という特異な財政構造を持っていました。

私企業のように認めるわけにはいかない。

財政民主主義，団体交渉権も，争議権も憲法上当然に保障されていない。

非現業と現業で，国会で法律，予算で決定する点は同じ。

百選１３９

司法令８－９

憲法第３１条ないし第３８条に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.19］）

ア．行政手続については，それが刑事手続ではないとの理由のみで，当然に憲法第３１条による保障の枠外にあるとすることは相当ではなく，行政処分により制限を受ける権利利益の内容，性質，制限の程度，行政処分により達成しようとする公益の内容，程度，緊急性等のいかんにかかわらず，行政処分の相手方に対して事前に告知，弁解，防御の機会を与える旨の規定がなければ同条の法意に反する。

イ．憲法第３５条の下では，住居，書類及び所持品について，令状なく，侵入，捜索及び押収ができるのは，現行犯逮捕の場合及び緊急逮捕の場合に限られ，現に逮捕されていることを要するから，緊急逮捕に先立ち捜索及び押収を開始することが憲法上許容されることはない。

ウ．憲法第３８条の不利益供述強要の禁止の保障は，刑事手続以外の手続にも及ぶところ，正規の手続を経ていない麻薬の取扱いに関する事実を帳簿に記入させることは，その違反行為の発覚の端緒となるものであるから，取締法規をもって，かかる事実を帳簿に記入すべき義務を課し，当該義務違反が罪を構成するとするのは同条に違反する。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　８

肢ア

３１条は，刑事手続であって，行政手続の規定ではない。
しかし，一切適用がないのは不当な人権制約の恐れあり。３１条は，憲法保障の規定である。国家権力による不意打ちを防ぎ，人権保障を実行化するために法定手続がある。
行政権による人権制約もあるので，３１条の対象としないと憲法目的が達成されない。
よって，行政手続も３１条適用（準用）。

もっとも，行政手続は，刑事手続と異なり，内容によっては被侵害利益の程度が低い場合もある。加えて，緊急性も考慮すれば，事前の告知の機会を欠くことも，行政目的達成の必要性，比例原則から見てもやむを得ない。したがって，いかんに問わずはおかしい。

なお，３１条に適正手続も含まれる。法律が適正を欠くことは，予定していない。法の支配の下，人権保障に資する法律でなければならない。適正性は，人権保障を図る上で，憲法秩序を維持するべく予定されていている。

最大判平４．７．１　憲法百選Ⅱ１０４　第８版

肢イ

緊急逮捕に基づいて，捜索および押収も憲法上許容される。

緊急逮捕も令状逮捕に類する逮捕である。

なぜ，３５条が逮捕の場合，これらの手続を求めているかは，捜査の目的を達成する上で，現場に証拠がある蓋然性が高いからである。

緊急逮捕であっても，逮捕の現場に証拠の存在する蓋然性が高いので，許容される。

最大判昭和３６．６．７刑訴百１１A6

肢ウ

同条に違反しない。取締法規をもって，管理をする必要性がある。

違法というのは現実的ではない。あくまでも，行政管理上の問題。端緒になったとしても，刑事処罰を目的とするもではない。副次的な結果にすぎない。

昭和２９．７．１６

司法令８－１０

国民の義務に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.20］）

ア．憲法第２６条第２項前段は，保護する子女に普通教育を受けさせる国民の義務を定めている。他方，親権者にも教育を施す自由があるため，保護する子女に普通教育を受けさせない親権者に対する罰則を法律で定めることはできない。

イ．憲法第２７条第１項は，国民の勤労の義務を定めている。この規定については，精神的・道徳的な指示にとどまらず，働く能力も機会もあるのに，働く意欲をもたず実際に働かない者に対しては，国はその生活を保障する責任を負わないという意味が含まれていると解することができる。

ウ．憲法第３０条は，国民の納税の義務を定めている。納税の義務は，属地的に定められる場合が多いため，法律の定めにより，日本国内に居住する外国人から徴税することも許されるが，条約等に基づいて税を免除することもできる。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　５

肢ア

親権者に教育を受けされる義務がある。

違反に対しては罰則を科すことができる。

なぜ，親に教育を受けされる義務があるか。

歴史的にみて，生まれによって満足な教育が得られない子供たちがいた。

教育が受けられないと，単純労働しか従事できず，貧困が連鎖される。

その因果を断ち切る必要がある。そこで，生まれてくる環境を選べない子供のために，教育の機会ということで義務教育がある。

親は，判断できない子供に変わって，それを妨げることは許されない。

実際，戦前は，子どもを学校に行かせないで，労働力として働かしているケースもあった。強制力をかけられるようにしないと，教育の機会を失った子供が大人になり，同じことを繰りかえす，負の連鎖が問題となる。

肢イ

勤労の義務を定めている。憲法は，国民の権利，自由を保障しているが，働かないと，日本国が立ち行かなくなる（資本主義経済から見てもそうなる)。

したがって，勤労の義務がある。一方で，強制労働は許されない（１８条)。

そこで，法的意味としては，義務を果たさないのには，利益が受けられないという形で機能する。生活保護（生存権背景)。

実際，生活保護の原資は，国民の経済活動による税金であり，全く，義務を果たさないものを保護することは社会秩序から見て問題である。よって，肢のように，２７条は，国

はその生活を保障する責任を負わないという意味が含まれていると解することができる。

肢ウ

３０条は，納税の義務，納税のルールは租税法律主義（８４条）によって運用される。

条約も法規範の一種，性質上，条約で税の免除も認められる。

参考例：

日米地位協定（SOFA）に基づく免除

- **概要：** 日米安全保障条約に基づき締結されている行政協定です。
- **具体例：** 日本に駐留する米軍人・軍属やその家族が私用に供しない公用物品を購入する際や、一定の車両・所得に関して、日本の関税や内国消費税・所得税等が免除されます。

司法令８－１１

天皇制に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.21］から［No.23］）

ア．天皇は，内閣の指名に基づいて，最高裁判所の裁判官を任命する。［No.21］

イ．天皇は，憲法上，国事行為を委任することができ，その委任は，皇室典範の定めるところにより行う。［No.22］

ウ．天皇が国事行為を委任する行為も国事行為に当たるから，摂政は，国事行為を委任することができる。［No.23］

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

天皇は内閣の指名に基づいて，最高裁判所の長たる裁判官を任命する。（６条２項）

長たる裁判官以外は，内閣で任命する（７９条１項）

イメージ：

長たる裁判官は，大法廷の裁判長。違憲判断等も行う。任に堪えるよう，天皇による正式な任命が必要です。

肢イ

国事行為の委任も国事行為，すべて国事は内閣の助言と承認で行う。（４条２項，３条）

内閣に政治的責任を負わせるための規定。

法律ではできない。象徴天皇として天皇の力をコントロールするように憲法で手続を定める。

肢ウ

摂政は，天皇の名で国事行為を行う機関。イメージ，法定代理。

摂政の国事行為は，全般に及ぶため，対応できない恐れがある。

その場合に，その備えて，委任も許容される。

司法令８－１２

選挙に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.24］）

ア．最高裁判所の判決（最高裁判所平成２４年１０月１７日大法廷判決，民集６６巻１０号３３５７頁）は，参議院議員選挙における投票価値の不均衡の問題について，都道府県は，地方における一つのまとまりを有する行政等の単位ではあるが，これを選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく，都道府県を選挙区の単位として固定する結果，投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では，この仕組み自体を見直すことが必要になるとしている。

イ．最高裁判所の判決（最高裁判所昭和３０年３月３０日大法廷判決，刑集９巻３号６３５頁）は，公職選挙法第１４６条により制限されている選挙運動期間中の文書図画の頒布，掲示を認めると，選挙運動に不当の競争を招き，選挙の公正が害される具体的な危険が明らかに生じることから，同条による規制は，公共の福祉のため，憲法上許された必要かつ合理的な制限であるとしている。

ウ．最高裁判所の判決（最高裁判所昭和２３年６月１日第三小法廷判決，民集２巻７号１２５頁）は，憲法は自由な投票を確保するために，秘密選挙の原則を保障しており，選挙権のない者が投票行為をしたのかどうか及び何人に対して投票したかを証拠調べによって明らかにすることは，当選の効力を定める手続においても許されないとしている。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　４

肢ア

平等選挙。１４条１項，１５条１項。数の平等のみならず，価値の平等も保障。

行政単位ではあるが，選挙区の単位にしなければならない憲法上の要請はない。

国会議員は全国民の代表であって，地域代表ではない。

したがって，長期渡って継続しているような場合，見直しが必要。

歴史的な流れもあるが，国民間の平等が憲法の要請。長期にわたっていれば，合理的期間が経過している以上，見直して対応すべきである。

肢イ

人権なのか，制度なのか。

選挙活動の問題は，制度の問題。ルールに基づいて行うという話になる。

選挙の公正を保ち、財力による歪みを防ぐという行政・政策的必要性（公共の福祉）に基づく、国会の合理的な裁量内である。となる。

憲法４４，４７の話。

必要かつ合理的な制限は，人権を保障して制約の正当化で出てくる規範になる。

肢ウ

秘密選挙も，憲法上の権利であるが，絶対無制約ではない。当選の効力を定める手続に

おいては許される。公共の福祉による必要かつ合理的な制約と考えられる。

司法令８－１３

政党に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.25］から［No.27］）

ア．労働組合は，労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であるから，組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し，その選挙運動を推進したり，組合出身の立候補者の選挙運動を支援する目的でその所属政党に寄付するための資金を組合員から強制的に徴収することも許される。［No.25］

イ．衆議院議員小選挙区選挙における政見放送を，候補者届出政党にのみ認め，これに所属しない候補者に認めない旨の公職選挙法の規定は，単なる程度の違いを超える差異を設けるものであるが，その余の選挙運動については候補者届出政党に所属しない候補者も十分に行うことができることからすれば，国会の合理的裁量の限界を超えているということはできない。［No.26］

ウ．拘束名簿式比例代表制の下では，投票後に行われる政党による除名は，名簿登載者及び順位を考慮してされた選挙人の投票についての意思を無視することになるから，比例代表選挙において欠員が生じた際の繰上補充に当たり，政党から名簿登載者につき除名届出がされたため被除名者より下位の名簿登載者を当選人とした選挙会の決定は，除名が不存在又は無効であるときには，その効力を有しない。［No.27］

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア

労働組合も統制権はある。ただ，目的の範囲。選挙に関しては目的外。

労働組合は対使用者。投票先は，個々が決めるべき問題。したがって，強制徴収は目的外でできない。

間接適用説で考える。

肢イ

政見放送ができるか否かは，０，１の問題であり，程度を超える問題である。

ただ，その余の活動が十分できる。また，政党政治を予定している以上，合理的な区別，裁量の範囲。

裁量であっても，平等原則の問題にはなるので，そこで判断をしている。

政党中心の制度は，議会制民主主義をとっている憲法の秩序からすると，差異を設けることは著しく不合理とはいえない。

肢ウ

選挙人の投票について意思を無視することにはならない。政党の判断にも委ねる意思がある。

拘束名簿式比例代表制において、有権者は個人名ではなく「政党」という団体・シンボルに投票しています。 有権者の意思の中には、

「この政党のプラットフォームや、党の統制・自律的運用（党則に基づく除名なども含む）に託す」

という要素が当然に含まれています。したがって、「党から除名された者を外して繰り上げる」こと自体が、直ちに「有権者の意思を無視した」ということにはなりません。